

（公財）日本水泳連盟所属競技者＜アンチ・ドーピングガイド＞

（この内容は2021年1月1日から2021年12月31日まで有効） Ver. 1

（公財）日本水泳連盟アンチ・ドーピング委員会

スポーツ界では「ドーピング」は禁止されており、「ドーピング」をしようとする悪意がなくとも競技者としてきちんとした対応をしなかったために、ドーピング違反になってしまうことがあります。競技者には基本的なルールを理解した上で、「厳格責任」と「証明責任」というものが求められます。「厳格責任」…禁止物質が存在した場合は、競技者の過失の有無に関わらず、アンチ・ドーピング規則違反となること。つまり、口にするもの全てが自己責任であるということ。「証明責任」…アンチ・ドーピング規則を守っていることを、競技者自身が証明すること。現在、競技者がアンチ・ドーピング規則違反を生じた場合は厳しい対応がなされ、スポーツの活動が一定期間中できなくなります。

この書類は、（公財）日本水泳連盟に所属する競技者を対象としたアンチ・ドーピングガイドです。アンチ・ドーピングガイドとしてホームページに掲載するとともに、競技会に資料として配布もしくは掲載された本競技会は、日本アンチ・ドーピング規程が適用されません。日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象競技会に出場する競技者は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程にしたがい、ドーピング・コントロール手続きの対象となることに同意したものと見なされます。また、18歳未満の競技者では、TUE事前申請が必要な競技大会となる全日本レベルの競技会（日本選手権、国民体育大会など）へ出場の際にはドーピング検査一連に関する親権者からの同意書（署名）を、該当競技会に持参し携帯して下さい。

以下、JADA ホームページから抜粋。18歳未満の競技者はドーピング検査の対象となった際に、当該同意書を担当検査員に提出する。なお親権者の同意書の提出は18歳未満時に1回のみで、当該同意書の提出後に再びドーピング検査の対象となった場合は、既に提出済みであることをドーピング検査時に申し出ること。ドーピング検査会場において親権者の同意書の提出ができない場合、検査後7日以内にJADA事務局へ郵送にて提出すること。親権者の同意書の提出がなかった場合でも、ドーピング・コントロール手続きに一切影響がないものとする。

居場所情報の提出を行っている指定競技者への競技会外検査に関連して、居場所情報未提出や検査未了（後述）のケースが多くなっていますので、該当の競技者は十分ご留意願います。

禁止物質を含まないことを前提に、静脈内注入および/又は静脈注射で、12時間あたり計100mlまでの量は使用可能です。しかし、それを超える場合、入院設備を有する医療機関での治療およびその受診過程（結果的に入院しなくても構わない）、外科手術、又は臨床検査のそれぞれの過程において正当に受ける場合は許可されますが、無床診療所（入院設備のないクリニックなど）では禁止され、もし行なった場合は遡及的（後出し）TUE申請が必要になります。

TUEに関しては、別紙の「（公財）日本水泳連盟所属競技者＜TUEガイド＞」やJADAホームページ内（アスリート&スポーツ団体の方へ）も参照して下さい。

＜競技会検査について＞

- ① 競技会とは競技者が参加予定競技会の前日の真夜中（午後11時59分）に開始され、当該競技会及び競技会に関する検体採取手続きの終了までの期間をいいます。
- ② 「国際競技会」国際競技会のほば全てにおいて、原則としてFINA Doping Control Rules（WADA Doping Control Rulesに準ずる）に基づき、競技会におけるドーピング検査が行われます。

- ③ 「国内競技会」日本選手権、国民体育大会、ジャパンオープンおよび日本学生選手権などを含めて多くの国内の競技会では、日本アンチ・ドーピング規程（WADA Doping Control Rules に準ずる）に基づき、競技会におけるドーピング検査が行われる可能性があります。
- ④ ドーピング検査が行われる競技会に参加した場合、参加した全ての競技者が検査を受ける可能性があります。
- ⑤ ドーピング検査（尿・血液等検体の種類を問わず）を拒否または回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情（飛行機や電車等への時間的都合があっても、検査を断ることは出来ません）によりドーピング検査手続きを完了することができなかった場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性があります。特に競技出場日に帰宅の際は、時間に十分な余裕を持つか、変更可能なチケットをご用意下さい。
- ⑥ ドーピング検査の対象となった競技者は、競技後に検査員から通告を受けます。検査は尿や血液で行われますが、どの検査が行われるかは通告を受けるまでわかりません。競技会・競技会外検査問わず、**血液検査の対象となった競技者は採血のため競技/運動終了後2時間の安静が必要**になることがあります。
- ⑦ 成人の競技者でも付添いを1名つけることが出来ますが、**18歳未満の競技者には基本的に必ず成人の付添い（所属関係者、家族など）を1名帯同してください。**
- ⑧ 競技者は不注意による禁止薬物使用から、競技支援要員の方々（コーチ、トレーナー、医師、家族など）は不注意による禁止薬物投与から、それぞれ「アンチ・ドーピング規程に対する違反」とならないように十分留意して下さい。
- ⑨ **市販の総合感冒薬**の大多数（葛根湯含め）などに、興奮薬（競技会検査に限る禁止物質）などの禁止物質が含まれています。市販の総合感冒薬を使用する場合は、店頭で薬剤師に禁止物質が入っていないことを確認するか、別紙「いつでも使える薬の例」に記載されているものを使用するようにして下さい。また、可能であれば病院を受診して禁止物質の含まれていない薬を処方してもらって下さい（別紙**＜担当医師へのお願い＞**をご持参ください）。
- ⑩ サプリメントは医薬品ではありません。特に海外製のサプリメントは、記載通りの成分でないこともありますので使用しないで下さい。日本製のものでも、禁止物質が含まれていないと保証されているわけではありません。最近では「〇〇認定」などと成分保証をうたっているサプリメントもありますが、それでも禁止物質が100%入っていないということではありません（リスクは低いという理解はできます）。WADA・JADAは「サプリメントに禁止物質が混入されていないと保証することはない」と提示しています。またサプリメントでは記載内容の成分に禁止物質が該当しなくても、その成分が抽出される前に含まれていた元の原材料に禁止物質が含まれていることがあります。仮に使用したサプリメントが汚染製品（製品ラベルや開示されていない禁止物質を含む製品）であった場合にも制裁軽減のために労力と時間を要して、競技者が様々な証明をしないとイケません。必要な栄養補給は食事から摂取することが基本です。リスクを冒してまでサプリメントを使用する必要があるかよく考えてください。
- ⑪ ドーピング検査が行われる競技会に出場する競技者で、
- a) 何らかの病気や怪我で病院・診療所などから継続して薬を使用または治療をしている競技者 や
 - b) 競技の直前（出場競技およそ7日前から当日）に病院・診療所などを受診する競技者（注1）は、
- 1) 別紙**＜担当医師へのお願い＞**と共に、この書類一式を担当医師にお渡し下さい。
 - 2) 担当医師に診断名、使用薬品名、使用量、使用方法、医師の氏名と病院連絡先を確認し、控えを取っておいて下さい。

（注1） FINA や JADA 検査対象者に登録され、ADAMS で居場所情報の提出を行っている指定競技者は、FINA、WADA、JADA より常時、競技会外検査を受ける可能性があります（競技会期間中に競技会外検査を受けることもあります）。また、指定競技者ではなくとも（特に国際競技会に参加するような競技者の代表合宿などで）競技会外検査を受けることがあります。よって、競技の直前だけでなく一時的に病院・診療所などを受診する場合も常に、1）、2）のように対応して下さい。

<競技会外検査について>

- ① 競技会外検査は多くの場合予告なしに検査員が競技者の自宅や宿泊場所、練習場所などに出向いて実施されます。
- ② <競技会検査について>の（注1）でも記載しましたが、競技会外検査はFINA やJADA 検査対象者に登録され、ADAMS で居場所情報の提出を行っている指定競技者が受けることが多い検査ですが、指定競技者ではなくとも特に国際競技会に参加するような競技者の代表合宿などで行われることがあります。指定競技者でなければ、競技会外検査を受けることは無いと誤解されている場合がありますのでご留意下さい。
- ③ 「居場所情報提出」は競技会外検査を実施するために必要な競技者のスケジュールや情報を、競技者が ADAMS で提出するものです。競技者が「いつ」「どこに」いるのか、3 か月毎に情報を提供し、かつ5 時～23 時までの間で競技者本人が確実に検査を受けることが出来る 60 分/日の時間帯と場所を提示する必要があります。
- ④ 居場所情報関連義務違反（居場所情報不備の警告が12 か月間で累積3 回になるとドーピング違反になります）
 - a) 提出義務違反：正確かつ完全な居場所情報提出を行う義務を怠った場合。
 - b) 検査未了：居場所情報提出において競技者本人が指定した 60 分の時間帯で、指定した場所に不在であった場合。
- ⑤ 居場所情報の変更は、通常はADAMS で行って下さい。急病などの緊急の事態等では、事後報告でも公的に証明されれば検査未了が取り消される場合もあります。
- ⑥ また、指定した 60 分の時間帯でなくても検査が行われることは十分ありえますので、居場所情報は正確に提出しいつでも検査が受けられるように対応して下さい。指定した 60 分の時間帯以外に、指定の場所にいなくても構わないということではありません。
- ⑦ 検査そのものは競技会検査と同様に Rowe されます。